

税務課からのお知らせ

固定資産縦覧帳簿の縦覧
ができます

固定資産税の納税者の方は、固定資産縦覧帳簿を縦覧し、自己の土地・家屋の価格（評価額）について、町内の他の土地・家屋と比較することができます。

◆固定資産縦覧帳簿に記載されている内容

【土地について】

住所・地番・地目・地積・評価額（所有者の記載はなし）

【家屋について】

住所・家屋番号・種類・構造・床面積・評価額・構築年（所有者の記載はなし）

◆縦覧の目的

他の方の土地や家屋の評価額と比較して、評価額が適正であるかどうかの確認を行う。

◆縦覧の対象者

町内に所在する土地および家屋の納税者（代理人を含む）

◆縦覧の時に必要なもの

- 納税者本人／印鑑
 - 代理人／代理人の印鑑と委任状
- または依頼者の印鑑



◆縦覧の期間

4月1日（月）～5月31日（金）

※土・日・祝日は縦覧できません。

◆同時に課税台帳の閲覧もできます

◆閲覧の対象者

- 納税者本人
- 借地人、借家人、その他収益の権利などを有する方（契約書など権利関係を示す書面が必要です）

◆閲覧の時に必要なもの

- 納税義務者本人／印鑑
 - 代理人／代理人の印鑑と委任状
- または依頼者の印鑑
- お問い合わせ・縦覧場所
本庁 税務課 資産税係

☎ 43-2816（直通）

佐賀支所 地域住民課

総合窓口第1係

☎ 55-3113（直通）

四万十市消費生活センター便り

◆ご注意！テレビショッピングなどの通信販売

商品を購入する手段として通信販売は大変便利ですが、店舗での買い物と違いトラブルになることも多いです。テレビショッピングの場合、じっくり判断する時間が無く、イメージで購入しがちです。宣伝の印象だけで決めずに、サイズ、値段などの商品の情報を確認しましょう。

通信販売にはクーリングオフ制度はありません。返品できるか、返品できるなら条件はどのようなものか「返品特約」について、広告などをよく確認することが大切です。

◆事例

①「今なら、お試しで半額」というコマーシャルを見て注文した健康食品。1つ頼んだのに翌月も届き請求書が入っていた。

②包丁、まな板を使わず料理ができるというフードプロセッサとフードカッターを合わせた器具を注文した。届いた商品を見ると、部品が10数個あり、保管

ができなく使い勝手が悪かった。

◆アドバイス

①番組からの印象だけで購入を決めず、商品などの使い方や使用上の制限などを事前に確認しましょう。

②返品できるかどうか、事前に必ず確認しましょう。

③返品できる場合でも条件が付いていることがあるので、返品条件を確認しましょう。

④申し込み時の内容や連絡先を控えておきましょう。

○お問い合わせ

☎ 34-6301

本庁 産業推進室 商工観光係

☎ 43-2113（直通）

